

長崎県人事委員会告示第 1 号

職員の退職管理に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、職員の退職管理に関する規則（平成 27 年長崎県人事委員会規則第 号。以下「規則」という。）

第 11 条、第 12 条、第 13 条及び第 24 条第 1 項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の承認申請書その他の書面の様式)

第 2 条 規則に規定する再就職者による依頼等の承認申請書その他の書面の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

規則の関係条項	書面の様式名	様式番号
第 12 条	再就職者による依頼等の承認申請書	様式第 1 号
第 13 条	再就職者から依頼等を受けた場合の届出	様式第 2 号
第 24 条第 1 項	再就職の届出	様式第 3 号

(継続的給付)

第 3 条 規則 11 条に規定するその他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものは、日本放送協会による放送の役務の給付とする。

附 則

この細則は、規則の施行の日から適用する。